

受注希望工種・受注希望業種に関するFAQ

大阪広域水道企業団 財務課 契約グループ

<大阪府との関係>

Q: 大阪府都市整備部等では、年度当初に受注希望工種(業種)の登録を行ったが、企業団でも登録の必要はあるのか。また、大阪府での登録が引継がれるのか。

A: 企業団では、大阪府と異なり、「受注希望工種(業種)」の事前登録手続きを行っていません。

また、大阪府で登録された「受注希望工種(業種)」は引継がれません。

企業団における「受注希望工種(業種)」の取扱いは次のとおりです。

① 「受注希望工種(業種)」を設定している条件に、その年度(4月1日以降の公告)に初めて入札参加することにより、その「受注希望工種(業種)」に登録されます。ただし、入札期間中に電子入札システムから辞退届を提出された場合は、入札に参加していないものとして取扱い、「受注希望工種(業種)」には登録されません。

※ 「入札書不着」の場合(辞退届をシステムで提出せずに放置したとき。)は、入札に参加したものとして、その「受注希望工種(業種)」に登録されますので、ご注意ください。

② ①の入札参加後、当該年度内は、他の「受注希望工種(業種)」への入札参加は認められません。これに反する者の提出した入札書は無効となります。

(登録された「受注希望工種(業種)」は年度途中で変更することはできません。)

<登録される内容について>

Q: 「土木」の受注希望工種に登録しているが、登録業種が「管工事」の案件に参加することは可能か。

A: 企業団において「受注希望工種(業種)」の設定がない発注案件への入札参加は可能ですので、「管工事」の案件には参加できます。

企業団において、今年度「受注希望工種(業種)」を設定している登録工種(業種)は、下記ページからご確認ください。

https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/yokokijun.html

Q: 昨年度は「塗装」で参加していたが、今年度は「土木」で参加することは可能か。

A: 登録された受注希望工種(業種)は当該年度中のみ有効です。したがって、昨年度は「土木」、今年度は「塗装」、来年度は「土木」という登録も可能です。

なお、現在登録されている工種(業種)については、公開していませんので、把握しておくようご注意ください。

＜共同企業体(JV)の取扱いについて＞

Q: 「受注希望工種」の設定されている案件に特定JVとして入札に参加した場合の登録の扱いはどうなるのか。

A: 特定JVとして入札に参加された場合は、その全ての構成員が「受注希望工種」の登録の対象となります。